

特集 日本司法 支援センター

— 10月業務開始に向けて —

困ったな、と思ったら、
まずは相談、法テラス！



法テラスは、誰もが使える「法的トラブル解決の総合案内窓口」
平成18年秋、全国にオープンします。暮らしの中で法的トラブル
が生じたら、まず、相談してください。一緒に解決への道を探して
いきます。くわしくは、法テラスまたは専用ホームページへどうぞ！
●法務省大臣官房司法法制部 TEL: 03-3580-4111 (代電)
●ホームページ <http://www.mhl.go.jp/shiryo/syokuho/020101.html>

日本司法支援センターの
愛称は「法テラス」
(法務省大臣官房司法法制部作成)

いよいよ4月に日本司法支援センター（以下「支援センター」という）が設立され、10月から本格的に業務を開始する。本誌でも、1年前に支援センターの制度設計や準備状況について取り上げた（2005年3月号特集）。しかし、支援センターがどのような業務を行なうのか、その全貌について十分に理解している弁護士は決して多くない。

今月号は、業務開始を半年後に控え、支援センターの準備状況、業務内容の紹介のほか、「支援センターの発足によって、我々弁護士の業務はどのような影響を受けるのか」という会員の関心にスポットをあてて、特集を組んだ。

インタビュー 支援センター発足にあたって

日本司法支援センター事業企画本部長（予定者）

岩井 重一 会員に聞く



支援センターとは？

— 4月に支援センターが設立され、10月には業務が開始されます。支援センター発足によって、弁護士の業務に何か変化はあるのでしょうか。

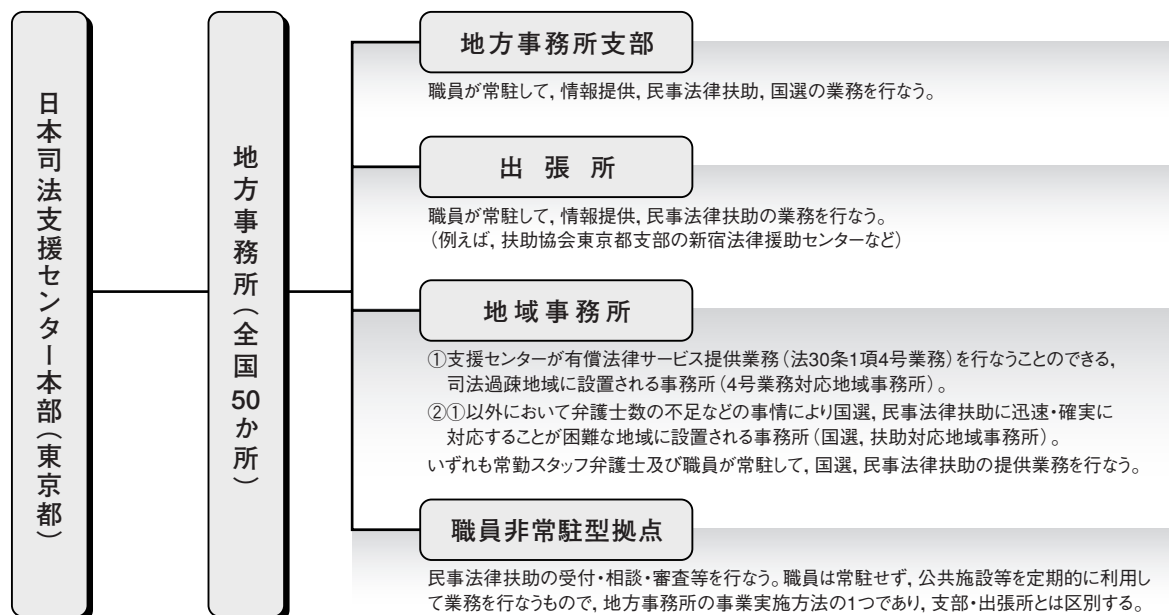
支援センター発足の意義は、一言で言うと、市民の司法へのアクセスが拡充されるということでしょう。今後、大々的に支援センターを宣伝し、市民に支援センターの存在意義を広報していかなければなりません。市民が支援センターにアクセスしていくことで、市民の法的需要が掘り起こされ、法的サービスの提供者であ

る弁護士や司法書士は以前にも増して忙しくなっていくことでしょう。我々の弁護士業務そのものが変わるのではなく、市民に身近な存在として弁護士がどのように活動していくのが問われるのではないかと思います。

— 支援センターと弁護士会・司法書士会はどのような関係になるのですか。

支援センターは国からも独立した中立的な組織です（図1参照）。情報提供業務等を担う支援センターと有料法律相談業務を担う弁護士会や司法書士会は緊密な連携をとりつつ、一方で、ある程度の距離を保つ必要

図1 日本司法支援センター／地方事務所等の構成（イメージ）



* 日弁連日本司法支援センター推進本部事務局作成「日本司法支援センター／地方事務所等の構成（イメージ）」を基に編集部で作成

はあります。両者の関係が市民からどのように見られるか、その点は十分に意識しなければなりません。

——法律扶助協会はどうなるのですか。

法律扶助協会の主たる業務である民事法律扶助業務は支援センターに発展的に引き継がれ（綜合法律支援法〔以下「法」という〕附則第7条）、その上で解散が予定されています。これまでは資金的にも難しい部分もありましたので、事件数が多いと十分に対応できませんでした。しかし、支援センターは、国から予算が出ますので、自立した財政基盤ができます。また、支援センターへの委託事業が認められましたので（法30条2項）、今まで実施してきた法律扶助協会の自主事業を委託していくことが考えられます（詳細はLIBRA2006年3月号34～35頁「羅針盤」及び本誌12頁参照）。

——支援センターの業務について教えてください。

大まかには、①情報提供、②民事法律扶助、③国選弁護関連、④司法過疎対策、⑤犯罪被害者支援があります（図2参照）。こうした業務を行なう支援センターの地方事務所は地域の実情に応じて関係機関と連携・協力していくことになります。

図2 業務内容5つの柱

① 情報提供

- 紛争解決に役立つ法制度を紹介
- 法律サービスを提供する関係機関等の情報を集約し、無料で提供

② 民事法律扶助

- 資力の乏しい方に無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行なう

③ 国選弁護関連

- 迅速・確実に国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制を整備し、裁判員制度の実施を支える

④ 司法過疎対策

- 弁護士や司法書士がいない地域等で法律サービスを提供

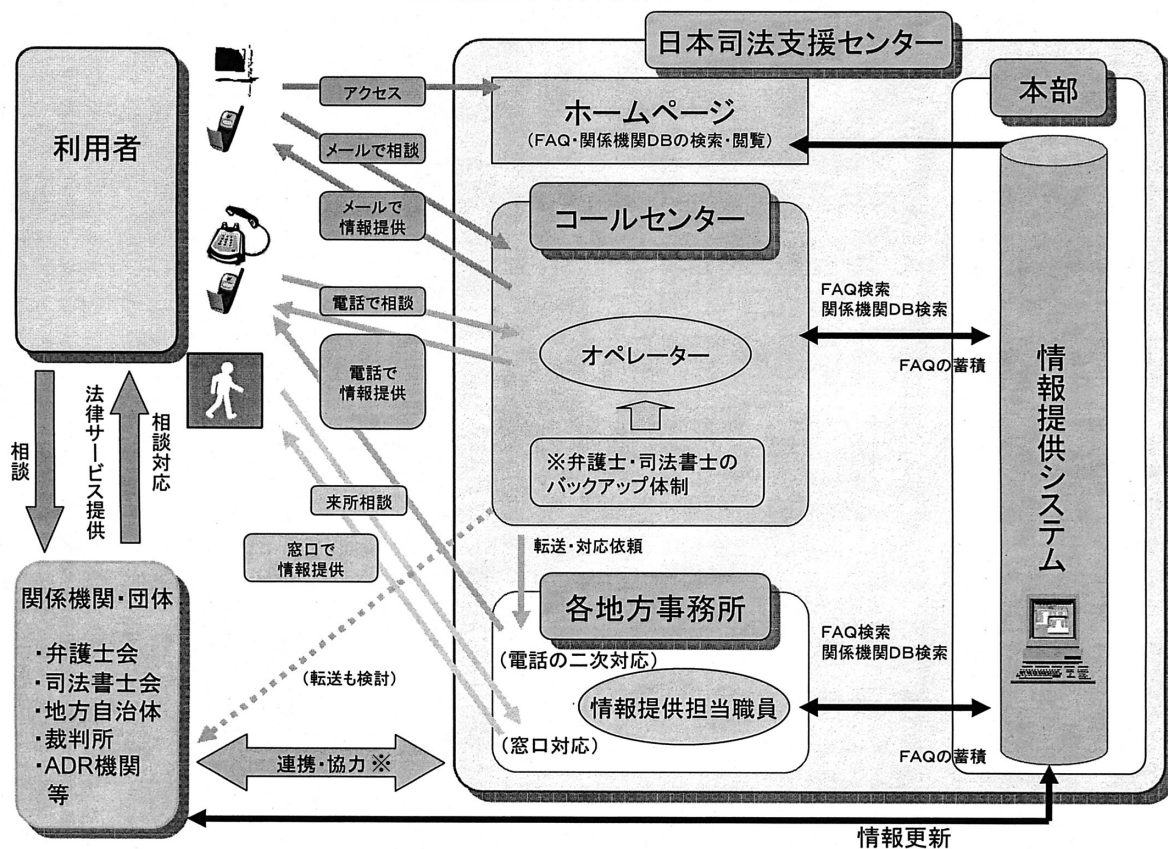
⑤ 犯罪被害者支援

- 被害者の援助に詳しい弁護士や専門機関等を紹介

* 法務省大臣官房司法法制部作成「日本司法支援センターの地方における業務展開」から抜粋

図3 情報提供業務のイメージ

情報提供業務のイメージ



※地方事務所と関係機関（弁護士会等）との連携の具体例

- 【A】支援センターと関係機関等が相互に紹介する。ただし、紹介先への連絡は、相談者本人が行なう。
- 【B】支援センターと関係機関等が相互に紹介するとともに、紹介先への連絡まで責任を持って行なう。
- 【C】支援センターと関係機関等が相互に紹介するとともに、面接等で得た情報を、相談者の同意を得た上で紹介先に伝えることまで責任を持って行なう。
- 【D】B及びCの連携を前提に、最適な相談機関が予約制の場合には、予約を取ることで責任を持って行なう。

* 法務省大臣官房司法法制部作成

注目の「情報提供業務」

— 支援センターの情報提供業務はどのようなものですか。

具体的に言うと、困りごとを抱えた市民がどこに相談すればよいのかと考えたとき、まず、支援センターの全国共通の電話番号に電話をかけてもらいます。そうすると、コールセンターに繋がります。コールセンターでは、相談の振り分け業務を行ない、電話をかけてきた市民に相談窓口を紹介します（図3参照）。

また、最寄りの地方事務所を紹介することもあります。コールセンターでは、コンピューターを通じて、問

い合わせをしてきた市民の相談内容のデータを地方事務所に転送することで、地方事務所は市民の相談内容を直ちに把握することができます。地方事務所は各地域の実情に応じた関係機関と連携を持っており、その市民の相談内容によって適切な関係機関を紹介します。法律相談であれば、地方事務所は弁護士会や司法書士会を紹介することになるでしょう。

— 支援センターの情報提供業務の内容は、市民へ適切な相談機関を紹介するということですね。

はい。昨年12月に鳥取県で情報提供業務を試行しましたが（11頁参照）、利用した人からは、「大変心強い」

「気軽、親切、丁寧」「利用しやすい」といった好意的な評価が多くありました。一方で、法律相談を受けられると期待していた人もいて、「この電話で相談に答えてくれると思った」「直接専門家に相談できる体制の方がいい」という声もありました。しかし、もし、コールセンターによる振り分け業務がないとすれば、あらゆる情報提供を地方事務所で行なわなければならなくなると、対応に混乱が生じてしまいます。

その意味でも、コールセンターは市民からの相談の前さばきとして必要な存在です。この点、相談窓口の紹介、振り分け業務という支援センターの役割を市民に十分に理解してもらう必要があると思います。もっとも、支援センターとしても、相談機関の「たらい回し」とならないよう十分気をつけなければなりません。また、市民からの相談は何も法律問題だけに限りません。コールセンターで相談窓口を聞いただけで解決する場合も少なくないでしょう。まずは、困ったら支援センターへ連絡することを市民に浸透させていきたいと思っています。

スタッフ弁護士とは？ ジュディケア弁護士とは？

— 支援センターが話題になったところから「スタッフ弁護士」とか「ジュディケア弁護士」とか耳にしますが、どのような弁護士を指すのですか。

総合法律支援法にも細かな規定があるのですが、簡単に言うと、弁護士が支援センターとの間で法律事務を取り扱うには、支援センターと契約を結ばなければなりません。その契約内容によってスタッフ弁護士とジュディケア弁護士の2つの類型に分かれます（図4参照）。

スタッフ弁護士は、支援センターから給料を受け取って、主に民事扶助事件と国選事件を行ないます。スタッフ弁護士の待遇や個人事件の受任の可否については現在検討中です。また、スタッフ弁護士については、常勤・非常勤の勤務形態が考えられていますが、何ををもって非常勤とするのか、執務日数や事件数などの複数の要素が、現在、基準として検討されています。この点は、地方の実情や採用される弁護士の希望も考慮されると思います。

一方、ジュディケア弁護士は、支援センターとの間で報酬基準などを契約で定めることになります。対象は、一般の法律事務所で開業している弁護士や、勤務弁護士等です。従前の国選登録や法律扶助登録に対比して捉えると、わかりやすいでしょう。

— ジュディケア弁護士が民事扶助事件を受任するには、どうすればいいのですか。

民事法律扶助業務は、支援センターに引き継がれますので、扶助申込み、審査、受任という流れは従来と変わりません。ただ、今までは弁護士が扶助事件を持ち込んで、事件を受任していましたが、支援センターが発足すると、支援センターと契約を締結して、ジュディケア弁護士として登録してもらった上で、受任することになるでしょう。

— ジュディケア弁護士は、支援センターとの間で、どのような契約を締結することになるのでしょうか。

現在、日弁連でも検討しているところですが、業務方法書、法律事務取扱規程、契約約款などの諸規則を作り、それに基づいて、その弁護士と支援センター

図4 支援センターに関わる弁護士の類型

スタッフ弁護士（法律上の用語ではない）

支援センターに所属して法律事務を取り扱う弁護士
〔雇用に準じる契約類型〕

- ① 都市型スタッフ弁護士…地方事務所に所属
民事法律扶助事件、国選弁護事件を扱う。
※都市型では、非常勤も想定している。非常勤については、パートタイム型、事件契約型が考えられる。
- ② 過疎地型スタッフ弁護士…地域事務所に所属
民事法律扶助、国選弁護事件に限定せず、当該司法過疎地域における法律事務全般を扱う。

ジュディケア弁護士（法律上の用語ではない）

一般の法律事務所で開業していて、支援センターと契約を締結した弁護士〔雇用に準じる契約類型以外〕

*日弁連日本司法支援センター推進本部事務局作成「日本司法支援センターに関するQ&A（四訂版）」を基に編集部で作成

が契約を締結することになります。諸規則が確定され次第、日弁連や各単位会を通じて、全国の弁護士に支援センターとの契約の締結の仕方等が広報される予定です。

これまで法律扶助や当番弁護、国選弁護を担ってきた弁護士には是非とも支援センターと契約していただきたいと思いますし、また、これまで以上に増えてほしいと思います。

司法過疎地域対策や
犯罪被害者支援業務

——その他、支援センターの業務として、司法過疎地域対策や犯罪被害者支援活動がありますが、この点についても簡単に教えてください。

司法過疎地域対策については、地方事務所の支部や出張所のほかに、地域事務所を配置することが必要です。どの地域にも必ず複数の弁護士が存在するようにしていかなければなりません。どんな紛争でも必ず、対立当事者がいるのですから。その意味でも、日弁連のひまわり基金公設事務所の展開は引き続き行なってい

く必要があると考えております。

犯罪被害者支援活動については、支援センターが被害者支援に精通している弁護士を被害者等に紹介することになっています（法30条1項5号）。現在、日弁連が犯罪被害者支援に精通している弁護士の名簿を整備しているところです。

支援センターは「解決への道案内」

——最後に、支援センターのあるべき姿について、どのように考えていますか。

支援センターの目玉は、何と言っても情報提供業務だと思います。支援センターは、市民、特に弱い立場にある人たちに手をさしのべられるようなシステムにならなければなりません。

初代理事長予定者の金平輝子さんもおっしゃっていますが、支援センターが、トラブルや困りごとを抱えた市民にとっての「解決までの道案内」となることを祈っています。

（聞き手・構成：中島美砂子、臼井一廣）

図5 日本司法支援センター／地方事務所等の概念整理

2006年2月28日												
	常設施設	職員常駐	弁護士常駐	情報提供業務	民事法律扶助業務				国選弁護関係業務		有償業務	犯罪被害者支援業務
					受付	相談	審査	扶助事件受任	指名通知業務	国選弁護事件受任		
地方事務所	○	○	○※	○	○	○	○	○※	○	○※	×	○
職員非常駐型拠点	△	△	×	×	○	○	○	×	△	×	×	×
支部	○	○	○※	○	○	○	○	○※	○	○※	×	○
出張所	○	○	○※	○	○	○	○	○※	×	○※	×	○
4号業務対応地域事務所	○	○	○	△	○	○	△	○	×	○	○	△
巡回型	△	△	×	△	○	○	△	○	×	○	○	△
国選・扶助対応地域事務所	○	○	○	△	○	○	△	○	×	○	×	△

【備考】上記の整理は、各事務所の基本となるモデルを前提としたものであり、これと異なる運用を否定するものではない。

△について
常設施設及び職員常駐では、場合により設置・配置されることがあることを示す。
情報提供業務では、タッチパネルの設置やパンフレットの備置等による対応を示す。
民事法律扶助業務の審査では、未定であることを示す。

※について
国選弁護関係業務の指名通知業務では、場合により、当該業務が可能であることを示す。
地方事務所等には、スタッフ弁護士の常駐があり得ることを示し、扶助・国選弁護事件受任については、スタッフ弁護士が常駐する場合には受任可能となることを示す。

* 日弁連日本司法支援センター推進本部事務局作成